

ご意見の要旨と本市の考え方について(1件)

事項	連番	意見(整理又は要約したもの)	意見件数	本市の考え方
「大阪市乳児等支援給付認定に関する事務取扱要綱」(案) 第8条	No1	第8条の「認定保護者からの給付認定の取消しの申し出」についての様式はいいのでしょうか? 「こども誰でも通園制度総合支援システム」には「消滅届」というものがありますが、それに対応する様式も必要ではないかと考えます。	1	第8条の「給付認定の取消しの申し出」については、法律で届出が義務付けられている変更と違い、任意で申し出でいただくものであることから、様式としては定めません。 例示されている「こども誰でも通園制度総合支援システムの消滅届」(正式には「消滅申請書」)には「引越し(他自治体)」、「入所・入園等」、「その他」の項目がありますが、「引越し」「入所・入園等」につきましては様式第4号により届け出でいただくことになります。給付認定の取消しの申し出は「その他」の事由に当たることになりますが、様式第4号を利用して同様にお申し出でいただくことも可能と考えております。